

「店頭有価証券の特定投資家に対する投資勧誘等に関する取扱要領」

株式会社SBI証券

【凡例】

略称	正式名称
協会	日本証券業協会
特定投資家投資勧誘規則	店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則
金商法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）
店頭有価証券	協会の「店頭有価証券に関する規則」第2条第1号に規定する店頭有価証券
特定投資家向け売付け勧誘等	金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第6項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等
特定証券情報	金商法第27条の31第1項に規定する特定証券情報
発行者情報	金商法第27条の32第1項に規定する発行者情報
反社会的勢力	協会の「定款の施行に関する規則」第15条に規定する反社会的勢力

当社は、協会の自主規制規則「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」に基づき当社が行う業務に関して、この取扱要領を定め、公表いたします。

1. 法令遵守等

当社は、特定投資家投資勧誘規則に基づき行う業務に関して、法令規則等を遵守しながら適正に遂行するための態勢を整備し、取引を公正かつ円滑に行うものとします。

当社は、日本証券業協会より、取扱協会員としての指定を受けて、特定投資家投資勧誘規則に基づき店頭有価証券に係る次に掲げる業務（以下「本業務」という。）を行うものとします。

- ① 私募（金商法第2条第3項第2号ロに掲げる場合に限りです。以下同じ。）又は私募の取扱い
- ② 特定投資家向け売付け勧誘等又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
- ③ その他前各号に付随する業務

2. 検証及び審査

- (1) 当社は、本業務において顧客に対して新たに投資勧誘を行おうとする店頭有価証券について、社内規則に従って検証及び審査を行います。
- (2) 当社は、本業務を行うにあたっては、取り扱おうとする店頭有価証券の特性やリスクの内容を把握し、投資勧誘を行うことがふさわしいか否か及び投資勧誘を行う顧客の範囲について検証を行います。なお、勧誘対象者は、発行者の意向・要望等を踏まえ、当社において決定することとします。

- (3) 当社は、本業務において取扱いを行おうとする店頭有価証券につき、次に掲げる事項について審査を行います。
- イ 発行者及びその行う事業の実在性
 - ロ 発行者の財務状況
 - ハ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
 - ニ 発行者の反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
 - ホ 当社と発行者との利害関係の状況
 - ヘ 当該店頭有価証券に投資するにあたってのリスク
- (4) 当社は、店頭有価証券の私募の取扱いについては、発行者の事業計画の妥当性、当該私募の取扱いにより調達する資金の使途の妥当性、当該店頭有価証券について、過去に取り扱った私募において調達した資金の使途状況及び前項各号に掲げる事項について審査を行った有価証券のみ取扱いを行います。
- (5) 前2号の審査においては、会社法に基づく事業報告・計算書類、有価証券報告書（発行者が有価証券報告書を提出している場合に限り。）、その他発行者に関する資料の精査のほか、発行者の所在地への訪問及びヒアリング等を実施します。
- (6) 第3号ニについては、発行者及びその関係者（発行者と支配関係等のある会社や当該発行者の役員、当該発行者の主な取引先や主要株主等）が反社会的勢力との関係性（資本関係、人的関係、取引関係等）を有していないかを審査します。また、本業務において店頭有価証券の投資勧誘を行う際には、当該店頭有価証券の発行者との間で反社会的勢力の排除等に関する内容（発行者が反社会的勢力でない旨、発行者が反社会的勢力に該当すると認められた場合は、当社の申出により当該発行者が発行する店頭有価証券の取扱いに係る契約が解除される旨等）を含む契約書を取り交わします。

3. 特定証券情報の提供及び説明書の交付

当社は、本業務において店頭有価証券の投資勧誘を行うにあたっては、顧客に特定証券情報の提供を行う（特定証券情報がすでに公表されていることを当社において確認している場合を除きます。）とともに、当該店頭有価証券に係る下記事項を記載した説明書を交付し、十分に説明を行います。

- ① 想定する顧客の範囲
- ② 損失が生じるリスクの内容
- ③ 換金・解約の条件
- ④ 勧誘する有価証券と異なる種類の有価証券に係る重要な事項
- ⑤ 発行者情報の提供又は公表の方法
- ⑥ その他必要と認める事項

4. 発行者情報の提供

当社は、本業務における投資勧誘により店頭有価証券を保有するに至った顧客に対して、発行者情報の提供を行います。（発行者情報がすでに公表されていることを当社において確認している

場合及び発行者が当該顧客に提供していることを当社において確認した場合を除きます。)

5. 取引開始時の説明書の交付及び確認書の徴求

本業務における投資勧誘を行った顧客（当社が特定投資家への移行を承認した個人に限ります。）が本業務に係る店頭有価証券について初めて取引をしようとする場合、当該店頭有価証券の区分（特定投資家投資勧誘規則第 10 条に規定する区分をいいます。）に応じたリスクを記載した所定の説明書を交付し、リスクの説明を行います。また、顧客から当該説明書に記載された事項を理解し、顧客の判断と責任において取引を行う旨が記載された確認書の差入れを受けます。

6. 店頭有価証券の取引及び受渡し

(1) 本業務に係る取引等に関する照会先は当社アドバイザーサービス部とします。

(2) 本業務に係る取引等の申込みについては、当社アドバイザーサービス部(0120-581-861)へお問い合わせください。

(3) 当社は、顧客から本業務に係る取引の申込みを受ける場合は、金商法第 157 条の不正行為や同法第 158 条の風説の流布等の禁止行為並びに協会の「店頭有価証券に関する規則」に基づく禁止行為の該当がないかを確認します。

(4) 店頭有価証券の取引に係る受渡しは、原則として以下のとおりとします。

① 当社が上記 1. ①に定める私募の取扱いを行う場合において、当社は顧客から投資契約書を事前に受け入れた後、顧客から払込金額を受け入れます。その後、払込期日に払込金額の全額又は一部を発行者が定める払込取扱場所において払込みます。

② 当社が上記 1. ②に定める特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合におけるお取引に係る受渡しは、以下の通り行います。

イ 買付の場合は、当社は、顧客から投資契約書又は株式売買契約書を事前に受け入れ、買付金額を事前に受け入れます。

ロ 売付の場合は、当社は、売付申込者より、譲渡に関する発行者の取締役会決議の謄写を事前に取得します。売却代金は、預り金として受け入れることとします。また、当社は名義書換えの手続きの取次ぎを行います。

以 上